

議事概要	
会議の名称	令和7年度第2回長久手市子ども・子育て会議
開催日時	令和7年10月29日(水)午前9時から午前10時30分まで
開催場所	長久手市北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 (敬称略)	<p><b>【委員】</b></p> <p>会長 石橋 尚子          委員 加藤 貴裕          委員 横井 勇二          委員 片野 直之          委員 渡邊 明実          委員 古橋 完美          委員 大井 雅夫          委員 鈴木 タオ          委員 植野 千鶴          委員 朴 信永</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>子ども部長          子ども未来課長          子ども政策課長          子ども政策課長補佐兼子ども政策係長          子ども政策課主任</p>
欠席者 (敬称略)	委員 橋口 ひろみ、委員 神部 めぐみ、委員 見田 喜久夫
傍聴者人数	0人
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	<p>1 あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称) 長久手市こども条例について</p> <p>ア (仮称) 長久手市こども条例例制定に向けた取組について          イ (仮称) 長久手市こども条例の骨子(案)について</p> <p>(2) 乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)の実施について</p> <p>ア 実施に伴う「計画への追記」について          イ 民間事業者の認定に伴う「意見聴取」について</p> <p>3 その他</p>
問合せ先	長久手市役所子ども部子ども政策課 電話 0561-56-2555

議事録	
会長	あいさつ
	<p><b>議題(1)（仮称）長久手市こども条例について</b></p> <p><b>ア（仮称）長久手市こども条例制定に向けた取組について</b></p> <p>【資料に沿って、事務局より説明】</p>
会長	ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問はありますか。
委員	「児童館等」とありますが、児童館以外にどこが含まれますか。
事務局	基本的には児童館で実施しましたが、学区によっては、児童クラブのほう が意見が多く集まるところがあり、一部児童クラブで実施しました。
会長	「こども・大人に対するヒアリング」について、どんな意見があったか、 もう少し詳しく教えてください。
事務局	大人については、児童養護施設やフリースクールの職員等、こどもと接する 職業の方にヒアリングしました。  こどもから相談される内容としては、勉強の方法、進路のこと、学校生活の ことが多いとのことでした。こどもの困りごとに気づくためには、普段のおしゃべりから悩みを聞き出したり、見守りが重要との意見が多かったです。また、情報提供や適切な支援につなぐことが大切との意見もありました。  ヒアリングで聞いた内容は、具体的な内容が多く、個人が特定される恐れ があるめ、会議資料は、大まかな内容としています。
委員	「こども Web アンケート」は、具体的な内容を聞いているアンケートだと 感じました。聞く内容によって、回答者の捉え方が変わると思いますが、こ どもには具体的にどんな質問をしたのか、教えてください。
事務局	「こども Web アンケート」では、こどもの生活や気持ちについて様々な質 問をしましたが、今回は条例に関する質問項目を抜粋して説明させていた だきました。質問項目は、全部で 30 以上あり、全ての結果をまとめた報告 書については、次回の会議で説明する予定です。
委員	14 ページの「こども・大人に対するヒアリング」について、大人にどの ような質問をされたのでしょうか。
事務局	大人に対しては、こどもの悩みや困りごとの内容、こどもから意見を聞き

	<p>やすくするための工夫や配慮、解決するためのサポートなどについてヒアリングしました。</p> <p>他にも「子どもの権利」の認知度や、行事等で子どもの意見を聞きながら行っているか、等について聞きました。</p>
委員	<p>こども会議のこどもたちの意見は、とてもしつかりしていると感じました。参加者 27 人の内訳がわかれれば教えてください。また、どのように集めたのでしょうか。</p>
事務局	<p>こども会議委員は小学生 2 人、中学生 16 人、高校生は 9 人です。市内在住の条件はありますが、全て公募です。</p>
会長	<p>アンケート結果は次回の会議で詳しくご提示いただけるとのことです。</p> <p>13 ページの「あなたは『子どもの意見が社会に取り入れられている』と感じますか」という質問ですが、こどもが「社会」をどう捉えているか、大人とは違うように思います。機会があれば、こどもたちが捉える「社会」のイメージもあわせて、分析していただければと思います。</p> <p>では、次の議題に移ります。説明をお願いします。</p>
	<p><b>イ（仮称）長久手市こども条例の骨子（案）について</b></p> <p><b>【資料に沿って、事務局より説明】</b></p>
会長	<p>今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>特になければ、資料 2-3 で示された課題について取り組みたいと思います。10 分ほど時間を取りますので、用紙に記入ください。</p> <p>〈10 分間の記入時間〉</p>
会長	<p>では、それぞれの意見について、名簿順にお話を伺います。まずは、始めに私から話します。</p> <p>大人の役割は子どもの安心・安全を守ることが最も大切だと思うので、「子どもの安心・安全を守る」という部分をもっと強く打ち出しても良いと思います。第 3 章の⑨「学校や児童館など（学び・育ちの施設）の役割」や⑩「地域住民等の役割」に「安心」という言葉がありますが、もっと前面に出していく、大人の役割はこれに尽きるのではないかと思います。</p> <p>第 3 章の⑨「学校や児童館など（学び・育ちの施設）の役割」に、「いじめ・体罰・虐待・暴力がない」とありますが、ここに「犯罪」という言葉も必要とされる時代になってきました。安全だった学校においても、とんでもない事件が起っています。また、第 4 章の⑭の「有害・危険な環境」にはイ</p>

	ンターネット環境のことも入れると良いと思います。
委員	<p>条例を作ることによる良い面はよくわかりますが、いじめや虐待などがあったときに「条例に違反している」と言わされることを想定して、検討したほうが良いと思います。条例ができたことで、例えば、こどもに「自分に権利がある」と言わされたときに、何の効力もなければ意味がないと思います。</p> <p>⑬「援助を必要とすることもや家庭への支援」の最後に「必要な支援を行うこと」とありますが、それを行っていなければ「怠慢だ」と言われて訴訟になる可能性もあります。条例を作ると、それに基づいて対応しなければならないので、逃げ腰ではなく、他市町村の先進事例なども確認して、内容をしっかりと線引きしたほうが良いのではないかと思いました。</p>
委員	<p>感想になってしまいますが、前文がとてもよくできていると思いました。</p> <p>こどもだけでなく、大人への気遣いがあり、本当にこどもから出たのかと思うほど、良い内容だと思いました。条例の骨子については、良いと思います。「条例」という枠にとらわれず、もう少し分かりやすくすると良いと思いましたが、こどもでも条例が理解できるようなリーフレット等は作成される予定でしょうか。</p>
事務局	条例の完成後、条例を分かりやすく説明するためのリーフレット等を作る予定です。
委員	<p>分かりやすいリーフレットのようなものがあると、条例の啓発に役立つと思います。</p> <p>また、第2回こども会議の「ホネグミ」のところに、こどもの意見と思われる文言があるので、その文言を第3章や第4章にダイレクトに入れても良いと思います。「普及・啓発」などの言葉は、こどもからすると馴染みのない言葉なので、もう少し分かりやすい表現があれば良いのではないかと思いました。</p> <p>最後に、第3章の⑩「こどもの権利について理解を深めること」という部分は不要ではないかと思います。総則の「目的」のところに「こどもの権利を理解して」と入っていますし、⑧「保護者の役割と責任」、⑨「学校や児童館など（学び・育ちの施設）の役」で保護者や学校、児童館等における理解について書いてあると思うので、あえて⑩に書く必要はないと思いました。</p>
委員	<p>全体的にとてもよくできた骨子だと思います。特に、こどもの意見をよく聞かれたとのことで、面白い表現が並んでいると思いました。</p> <p>ただ、第3章の「大人の役割」という部分が明確ではないところが多いと思いました。</p>

	<p>大人の視点として、重要な点は「子どもの最善の利益を考えること」です。子どもの利益を考える上では、「現在」と「将来」があると思います。子どもの「将来」を考えたとき、現在の子どもの感情に反することを大人はせざるを得ないこともあると思います。その際は、大人目線の「良いこと」だけでなく、子どもの対話の中で、子どもの気持ちを聞き出す作業が大事だと思いますので、そのような文言があっても良いと思いました。</p> <p>また、第5章の⑯の「計画的な推進を図るための計画を定めること」という表現は「計画的な推進を図る」だけで良いと思いました。</p>
委員	<p>私は、校区の体育委員として活動しています。ある時、子どもが泣いてしまい、競技全体が止まってしまいました。「ルールを変えてほしい」の意見もありましたが、集団で行うスポーツは、ルールに則って楽しむ必要があります。</p> <p>子どもは、いずれは大人になり、社会の一員として、集団での行動が求められます。第3章の大人の役割として、子どもに自分の気持ちだけでなく、周りの気持ちも大切にしなければならないことを教えることも重要だと思いました。</p>
委員	<p>第2章、⑦「他の子どもの意見も尊重すること」については、「子ども」に限定するのではなく、「大人」も含めた「周りの人」などの表現の方が良いと思います。</p> <p>また、国連が定める「子どもの権利条約」の第24条「健康・医療への権利」はとても大事だと思います。</p> <p>養護保護児童の死亡事例のなかには、乳幼児健診を受けていないことや、母子保健サービスが行き届なかったことが要因とされる事例があります。第4章に⑫「子育て家庭への支援」に記載はありますが、大切なことです。</p>
委員	<p>3つあります。</p> <p>1つ目が、子ども達の声で、長久手市のまちづくりが進めば良いと思いますので、条例を作成するなかで、子どもたちの声を聞く取組は、素晴らしいことだと思いました。</p> <p>2つ目が、学校では「思いやり、あふれる温かい雰囲気の学校づくり」、「夢を持って夢をかなえる学校づくり」、「ポジティブにみんなで力を合わせる学校づくり」の3つについて、子どもに話をしています。これは学校だけではなく、家庭や地域でも、3つのことが叶えられると良いと思います。</p> <p>3つ目は、条例の普及や周知について、具体的な手立てや周知の方法等も検討していくと良いと思いました。</p>
委員	<p>骨子（案）の「目的」で書かれている「本市が姿勢を示し」や「市民や関係者が理解して」の部分について、書かれている内容の主体が誰か、曖昧に</p>

	<p>感じます。</p> <p>第3章、第4章は、「大人」が主体と思われる内容になっていますが、「子ども」についても主体に含んで良いと思います。</p> <p>子どもも大人と同様に、対等に扱うこととなり、この条例の趣旨に沿った内容になると思います。</p> <p>子どもにも権利があるということは、権利の範囲内で「自由」である一方、「責任」が生じることだと思います。「責任」もセットで、子どもの権利を保障していくことが重要と考えます。</p>
委員	<p>乳幼児への支援に関わっていますが、言葉を発しない、乳幼児にも意思があります。</p> <p>子育て支援では、小さなこどもたちの意見を、どう受け止めていくかについて、明記いただけるとありがたいです。</p> <p>また、⑩「地域住民等の役割」について、「子育て家庭が安心して生活できる環境づくり」のために、「地域全体で努める」だけではなく、具体的な方法についても記されているとわかりやすいと思います。</p> <p>普及啓発についても「学習の機会を設け」とありますが、具体的な場所や方法などについても記載があれば良いと思います。</p>
委員	<p>理念が第1章にあり、権利、大人の役割、施策、検証という流れがよく理解できました。</p> <p>国連が定める「子どもの権利条約」の4原則には「子どもの最善の利益」があります。「子どもの最善の利益」の部分をもう少し強めに、表したほうが良いと思いました。</p> <p>例えば、「大人の基本的責務」という見出いで、「大人はあらゆる行動において、子どもの最善の利益を第一に考慮し、子どもの意見を真摯に聞き、尊重すること」などがあると思います。</p> <p>条例の普及啓発の際は、リーフレットを作成するとのことでしたので、より多くの市民に知ってもらえる工夫をして取り組む必要があると思います。</p>
会長	<p>たくさんの意見とアイデアをいただきました。これを十分に踏まえ、条例の作成を進めていただきたいと思います。</p> <p>次の議題に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
	<p><b>議題(2) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）の実施について</b></p> <p><b>ア 実施に伴う「計画への追記」について</b></p> <p><b>イ 民間事業者的人体に伴う「意見聴取」について</b></p> <p>〈事務局説明（資料3-1、3-2に沿って説明）〉</p>
会長	説明について、ご質問等、ありましたらお願いします。

	<p>委員 利用方法が月10時間以内ということで、目的が「保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形」と記載されていますが、月10時間は短すぎだと思います。3~4時間の利用では、3~4日で終わってしまいます。</p>
事務局	<p>これにはいろいろな背景があり、現在でも短期就労の方のためや通院など私的 lý由のための一時保育制度があります。それは2週間前に予約が必要など、制限がありますが、枠があれば利用できます。</p> <p>今回は、そのような要件はなく、国としても、目的は何でもいいので子どもの預かりの場をつくりなさい、4月から給付を行っていく体制を整えなさいという事業です。</p> <p>10時間に対する意見は全国的にあり、10時間より多く考える団体もあります。短時間での利用は午前中3時間などの利用が多ければ割り切れないという問題もあります。国としては10時間の制限は変えないとのことですので、本市としても、どのような利用になるか、今後いろいろ議論があると思いますが、そういういた事業があることをご理解いただきたいと思います。</p>
委員	<p>可能であれば、長久手市で時間を延長させるなどしてほしいと思いました。資料3-2で、意見聴取を行う必要があるとのことで、我々がこの機会に良いか悪いか判断して認可するという話だと思いますが、我々が認可すると判断して問題が起きた場合、責任を持つべきものなのか不安です。</p>
事務局	<p>あくまでも決定権は市にあります。皆様からは、知り得る範囲で事業者に対してのご意見をいただくだけで、認可には影響ないと考えています。皆様に責任は負わせない形での意見聴取をさせていただく予定です。</p>
委員	<p>疑問が2点あります。民間事業者が見つからなかった場合はどうなるのかということ。また、「市で実施する場合」という記載がありますが、保育園では、保育士が足りない現状もあります。保育士不足について、何か動きがあるのか教えてください。</p>
事務局	<p>民間事業者が来ないリスクはありますが、先行で幼稚園が実施してあるケースがあります。幼稚園経営している方々は園児が少ないことが課題としてあります。民間事業者は短い期間なので、余力ある既存施設を利用していくことについて、ご理解いただくように努力したいと考えています。</p> <p>保育士については、この事業自体は誰でも通園制度を利用するための専用の保育士を雇う場合もありますが、空きスペースがある場合、例えば育休明けまで空いてしまう場合があり、その余裕活用型を行う団体もあります。その枠で受け入れることもありますし、専用の場所を設けて行う場合もありま</p>

すので、そういうものを活用しながら受け入れを考えていきたいと思って  
います。

会長 本日は受入側の保育園や幼稚園の方の出席がないので、悩みや不安、疑問  
などもあると思いますが、事務局で吸い上げていただき、今あるものも活用  
しながら、さらに長久手市がより良い市として全国的に有名になるように、  
ご検討、ご提案いただくようお願いします。

以上をもちまして、議題は終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 本日いただいたご意見を条例に反映していきたいと思います。本日はお忙  
しい中、長時間にわたりご出席いただきまして、ありがとうございます。  
会議はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。